

令和5年度 品川区子ども・子育て会議

第2回議事録

1. 開会

■事務局

- ・本日は、20名中15名の出席。品川区子ども・子育て会議条例第6条第2項における委員の過半数の出席要件を満たしているので、本会議は成立する。
- ・傍聴者は0名。

2. 議事

(1) 審議事項

特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る意見聴取について

■会長

- ・審議事項の①について事務局から説明を願いたい。

*事務局より資料1-1、1-2について説明する。

■会長

- ・本件について事前質問が1件届いているので事務局より回答願いたい。

■事務局

問) 「特定教育・保育施設」のうちの「特定教育」の詳しい内容を知りたい。

答) 「特定教育・保育施設」までが一つの単語であり、「特定教育」という単語があるわけではない。子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園が、運営等に関わる費用の補助(施設型給付)を受けるに当たり、自治体の確認を受けた施設を特定教育・保育施設と定義している。また、同法第31条第2項において、特定教育・保育施設の利用定員の設定について、子ども・子育て会議にて意見を聞かなければならないと規定されていることから、本会議の議題として上げさせていただいたものである。

■委員

・私立八潮幼稚園では、今年度、施設型給付幼稚園の認定を品川で初めて受けた。基本的に保育料は無償だが、施設型の特定教育・保育施設の場合は保育料を取れるという話も聞いている。その違いを教えていただきたい。

■事務局

- ・教材に係る実費などは、制度上徴収が可能になっている。

■副会長

・教材費や遠足のバス代などの実費徴収の他に、例えば3歳児の保育を充実させるために基準以上に職員を増やした場合、増えた人件費について上乗せ徴収できる。基本保育料は無償だが、教育環境の改善にコストをかけた場合、プラスアルファの部分を園の判断で徴収できるという理解でよいと思う。

(2) 報告事項

①令和6年度 私立保育園および幼稚園の設置等について

*事務局より資料2について説明する。

■副会長

・園児減少や経営難など、それぞれの事情で廃止ということだと思うが、園児は計画的に受入れ停止にしているとか、近隣園で受け入れてもらえるなど、補足の説明をいただきたい。

■事務局

・小規模保育事業所うみのくに保育園ふどうまえと、まちの保育園えばらについては、園児全員の行き先が決まっている。事業者が閉園を決定してから、加点による優先転園や受入れ可能な近隣の私立保育園を区と一緒に探すなど、可能な限り在園児、保護者の皆様に寄り添いながら転園の調整をさせていただいた。

宝保育園については、まだ予定の段階だが新規募集はストップしている。具体的なことが決まり次第、改めて法人と協議しながら在園児の行き先について調整をしていきたい。

■会長

・宝保育園は、タイトルは廃止だが、現状は廃止予定ということか。

■事務局

・廃止予定である。

②区内保育園等あり方基本方針（素案）について

*事務局より資料3-1、3-2について説明する。

■委員

・保育園の再編成の話は、大きい園が小さい園を吸収するという算数は成り立つと思うが、4の地域子育て支援については、細かいメッシュをかけて、地域での暮らし、つながりによって支えていくという関係性を生み出すことが大事だと思う。

5の医療的ケア児については、専門職がタッグを組んで究極的なケアをする世界であり、育みのところで保育士が必要になる。私は介護事業をしているが、保育士に介護の勉強をさせ、介護士に保育の勉強をさせている。保育士は地域共生社会や地域包括ケアという概念をほぼ知らないなので、その辺のアプローチが重要になってくると思う。

■事務局

・地域子育て支援のところで示している案は、6地域に1園ずつ拠点園を設定し、ほかに13地区に設置するサポーター園と、区立園も各地区に一定程度残っていくことになる。拠

点園が中心となって、各地区の実情に合わせたきめ細やかな子育て支援を実施していくことを想定している。

施設を多機能化していく中では、人的な資源の有効活用についてもきちんと検討しながら行っていきたい。

■事務局

・地域子育て支援に関しては、公私立連携協議会を設置し、私立の皆様とも連携を取っている。さらに、今後、在宅子育て支援にも手を広げていく中で、保育園に限らず、ほかの施設とも連携していく形になる。公立園としても、どこの地域でも同じサービスが受けられることを目指し、そのための役割を果たしていきたい。

医ケアの部分に関しては、その育みにとって集団保育をすることが望ましいという前提がある。お預かりするに当たっては、専門職としての看護師の力、育みの部分の保育士の力をチームとして考え、拡大してきている。

■委員

・建て替えに関して、建物の融通性、可変性について書かれているが、空いた保育園をどのような施設にしていきたいという計画や方向性はあるのか。また、海外も含めて、他の自治体等の事例で参考にしたいものがあれば教えてほしい。

在宅子育て支援は非常によい試みであり、引き続き拡充してほしい。働く者の立場としては、突発的なものに対応できるような制度構築をしていただきたい。

■事務局

・子ども・子育てを所管する部署としては、まずは子ども・子育てのために施設を利用させていただくことが第一優先だと考えている。例えば就学後の人口増が見込まれている地域では、就学後のお子さんが使えるような施設に転用できる建物にするなど、地域の需要を見込みながら計画を立てていく。

■会長

・この報告書は、主に区立施設の今後の在り方が大きなテーマになっているが、区立がそこまで担うのか、民間にやらせればよいのか、自由にご意見をいただきたい。

■委員

・保育園が統合、廃合されることで空き施設ができたときに、感染症など、一般的な集団保育の中に入れておくと他の子にうつしてしまう可能性がある子を預かってくれるようなサービスがあるとよい。

■委員

・資料3-1の区立保育園の統合を含めた再整備というところで確認だが、縮小、統合していきながら、区立保育園を減らしていくという認識でよいか。

■事務局

・近くに園が2つあった場合、2つのうち1つを統合の対象園とし、統合に当たっては、まず統合する園の転用、受入れをなくし、空いた敷地と建物を仮園舎として利用し、近隣にある園の改築と設備更新を想定している。仮園舎として使ったところは、その後も近隣の園の改築を行う際に仮園舎として使用し、地域の中でどんどん設備の更新を進めていく。使い終わった後の用途については、その時々地域の需要を総合的に勘案して計画を立てていく。

■委員

・区立保育園を民営化することによって、経営の効率化やサービスの質の向上を狙っているのか。

■事務局

・区の定める民営化のガイドラインで掲げている大きな目的は、民間活力の活用である。民間事業者の持つスケールメリット、スピード感を活用しながら、事業者の強みを生かした特徴のある保育を提供していただき、区はその効果を把握した上で、取り入れられるものは区立園でも共有し、互いに高め合って区内全体の保育の質を向上させていきたい。

③空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について

*事務局より資料4について説明する。

■会長

・まだスタートして間もなく、ごく僅かだが、将来的には全面的に展開していくのか。

■事務局

・保育園の空きを活用しながら未就園児を預かっていくものだが、品川区には0～2歳の未就園児だけで約4,000名いるので、保育園の空きが不足してくると考えている。国では全ての0～2歳児が通えるように制度設計はしているが、全面展開ができるかは慎重に見定めていく必要があると思う。

■会長

・地域活動育成拠点事業のように、母子で集まれる拠点を品川区は幾つもつくっている。既に先行している事業との関係はどう考えているか。

■事務局

・必ずしも未就園児定期預かり事業のみで未就園児の支援を完結させるのではなく、様々な事業を活用しながら、支援の手を届けていく形が重要だと考えている。

(3) その他

①品川区子ども計画の策定について

*事務局より資料5について説明する。

■会長

・子ども・子育て支援事業計画が始まる前は、青年まで含めた次世代育成支援計画を各区市町村、都道府県が作っていた。ここでまた、年齢層の高い人たちまで取り込んだ計画にしようという大きな流れが出てきたということかと思う。

■委員

・子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画という2つの計画が一緒になったときに、「子ども計画」という名称になると、若者が入らないイメージがある。

・今後、人類が経験したことのない高齢社会の中心になる今の子どもたちが、お年寄りと触れ合うことがほとんどない状況に対して非常に危機感を抱いている。昔であれば3世代同居をしていたり、近所づき合いの中で大人から自然に教わっていたものが、今はなかなか伝えられない。この子どもたちが大人になる頃の社会的背景にスムーズに向き合っていけるようなアプローチという視点が少しあるとよいと思った。

・最近ワンルームマンションが多いが、子育てや少子化を叫んでいるのに、一方で相反するものが増えていくという状況は、結局何がしたいのかよく分からない。高齢者も同じ状況に陥っているので、まちづくりとリンクさせるという意味で住宅行政は非常に重要だと思う。

■事務局

・名称については仮称なので、確定ではないと捉えていただきたい。

・体験活動の充実や多世代交流の観点のお話かと思うが、子ども・若者計画の中では様々な体験活動の充実を一つの重点課題としており、多世代間の交流を含めたいろいろな体験をすることでプラスの影響が出てくると考えている。子ども計画を策定する際に、さらにアップデートしていきたい。

・住居やまちづくりについて計画の中に反映できるかは断言できないが、庁内の各部署とも連携を取り、意見を取り入れながら計画を策定していきたい。

■会長

・青少年問題協議会の中では、子ども・若者の経験、体験を増やすということも一つのテーマになっていた。

・ヤングケアラーの問題も大きな課題だと思う。

・居場所の中には、子ども食堂や、最近では赤ちゃん食堂もテーマに出てきている。今度合体した中で、いかにテーマを絞りながら具体的な計画にしていくか。相当汗をかかないとできない計画かと思っている。

(事務局より連絡)

*事務局より資料6(令和6年度予算案プレス発表資料)と、来年度の子ども・子育て会議の開催予定について説明する。

■会長

・全体を通してご意見があれば頂戴したい。まず、前回子育てに関する両親の協力という話があったが、仕事と育児を両立させている父親としてのご意見をいただければと思う。

■委員

・今回は小P連の立場で来ているが、もともとNPO法人ファザーリング・ジャパンという父親支援の団体に所属していたり、私自身、本業が放送作家という自営業なので、仕事とフルタイムの妻とのバランスを取りながら家事、育児を中心的にやってきた。

・今までの活動を通して、出産前後の段階での意識の改革という点に課題が残っていると感じている。父子手帳や両親学級など、スタートの段階で男性がより子育てに関わるような工夫や環境が必要だと思う。

・ファザーリング・ジャパンに入っている人は、育休の取得率が数年前の時点でも8割程度だった。とはいえ、男性として学歴社会、競争社会の中でやり切れていないという思いもあり、意識的なものはあまり変わっていないのかもしれない。周りがやっているから自分もやっているという人が多いが、周りがやらないから自分もやらないという段階からは変わってきた。「取るだけ育休」という言葉もあるように、育休を取ったが何もしなかったという人が3割いる。逆に7割はやっていたことを認める社会になってほしい。

・品川区ですずっと子育てをしているが、20年前の長女の健診のときに、受付で「お母さんはどうしましたか」と言われ、12年前の次女のときは、問診票に「お母さんがお書きください」と書かれていた。最近は意見を聞いてくれる人も増えて、頑張っているとは思いますが、父親の育児に関する行政側の姿勢も変わらないといけな。

■委員

・資料6のすまいるスクールでの仕出し弁当の配達について、3点質問したい。

- ①「夏休み中の」と書かれているが、春休みや冬休みはないということか。
- ②いつからスタートするのか。
- ③先日、令和6年度の申込書を頂いたが、手書きで2人分を書くのが大変だった。今後、電子の申込みを検討されているか。

■事務局

- ①今回のプレスリリースは夏休みに関するものなので、春と冬は想定していない。
- ②全37校での実施を目指しているが、スタート時期は各学校の行事予定や状況による。なるべく期待に応えられるようにスタートしたい。
- ③具体的な年度は決まっていないが、将来的には電子化を考えていきたい。

■委員

・就学後の課題のある子どもたちへの対応にもつながるが、今、発達障害の子どもの認知

が広がり、療育の教室の需要が非常に高まっている。今後、保育園の空きスペースを利用して、発達支援教室の拡充を考えていただきたい。

■事務局

・余剰定員の教室を改修して児童発達支援事業をやりたいという相談を受けているところがあり、うまくいけば、この4月に1園、保育所の中に児童発達支援事業所があるケースができるのではないかと考えている。いろいろなノウハウを持っている民間事業者も増えているので、そういったご要望にもお応えできるように進めていきたい。

■委員

・私の息子が発達に特性があり、就学後に多くの課題が発覚している。今の話を伺って、とてもありがたいと感じた。

■委員

・この委員会に参加して、区民の意見を取り入れながら工夫をしていただいているのが伝わってきた。引き続きよい町にしていけたらと思う。

■委員

・保育士さんの収入は、まだまだ低い。それが原因で保育士の成り手が少なくなると、1人の保育士さんにかかる負担が大きくなる。今は、アレルギーや発達障害など、ケアの内容も幅広くなっているので、保育の質の向上には職員の質の向上が不可欠だと思う。適切な業務量を考え、区が率先して独自対策を進めることを検討していただければと思う。

・私の所属している会社でも育休を取る男性が増えてきているが、一方で、会社としてそこを評価する制度がない。私は労働組合という立場にもあるので、会社に改善を求め、ひいては社会全体が変わっていくように尽力させていただきたい。

・私の息子が、文字を覚えられず、発達障害だと言われて病児保育に通ったときがある。テストで読めない文字を書いているとなかなか評価されないので、タブレット等でテストができると、障害を持った子も社会に溶け込みやすくなると思う。

■委員

・品川区小学校長会の会長として参加させていただいているので、先に今のご意見に関連してお話をさせていただきたい。

今、1人1台端末（i P a d）が子どもたちに配布されている。実は、それを持ち帰らせている自治体は少ないが、品川区は必ず家庭に持ち帰らせるようにしている。自分の学習だけではなく、子どもたちが意見を共有する場面もタブレットを活用するなど、一人も取り残すことがないように取り組んでいる。まだまだ過渡期ではあるが、今のご意見も校長会で共有させていただき、活用方法を考えていきたい。

・品川区は小中一貫教育を平成18年からやっているが、幼保一体型の施設から見ると、0歳から15歳までと捉えることもできる。今回、この委員になったことで、品川区はさらにその先まで見据えた取組をしていることが分かり、1人の子どもが成長していく過程の中で、私たちが6年間とか15年間携われるところに意義があるということに改めて思った。

・何年か前の調査で、小学生の子どもたちの4割が、女の子だから、男の子だからということを感じたことがあるという結果が出た。4割しかないのか、4割もなのかは分からないが、教員のほうにもそういう思い込みがあるという調査もある。私たちは、子どもたちの未来を広げるためにも、今、子どもたちが持っている思い込みという部分も教育課題として取り組んでいることをお伝えしたい。

・様々な取組があるが、それを自分で探さなければいけない。保護者の方と話をしていると、こんな制度があったんですねという声をよく耳にする。学校は義務教育なので、情報の発信も大きな役割の一つだなと思った。

■委員

・子ども・子育てというのは、いろいろな集団があり、いろいろな人たちがいて、いろいろな悩みがあるから、要求も無限にある。区のほうもそれを受け止めて、バランスを取って、効率的にやらなきゃいけない。ただ、やりましたというだけでは駄目で、やってどういう効果があったかということを年度末にはご報告いただけるとありがたい。

・加えて実体験を重んじてほしい。子どもにとって一番大切なのは実体験であり、特に保育というのは一番感受性が強い、すり込みの時期なので、その辺のことも考慮してやっていただけるとありがたいと思う。

■副会長

・空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業は、国の事業を品川区が手がけてやっている。恐らく令和8年度からは、こども誰でも通園制度につながるようになると思う。その際の整理として、今回、定期的な「預かり」という言葉を使っているが、もう一方で、「一時預かり」というものがある。一時預かりは、いい意味で親のための仕組みで、この定期的な預かりモデル事業、あるいは将来のこども誰でも通園制度は、子どもの発達のための仕組みであり、法律的な趣旨、目的が違う。品川においては、できれば両方準備させていただき、保護者のための一時預かりと、子どもの発達を支えるための誰でも通園制度の充実ということを整理して議論することが大事だと思う。

・こども基本法では「こども」、子ども・子育て支援法では「子ども」、文科省は「子供」と、今現在、国で3つの表記が併存しており、子どもの定義は何かということになる。今回のこども大綱における子どもというのは、発達の過程にある者という言い方で、年齢では全くないので、我々も考え方や概念、発想を変えていかなければいけない面があると思う。

・国のこども大綱は、厳密に言うとこれまで3つあった大綱を1本にしている。今回は、資料5にあるように、国のこども大綱を踏まえて、品川区版子ども計画をつくることになる。現行計画は、子ども・子育て事業計画と子ども・若者計画の2本になっている。子ども・若者計画の中に子どもの貧困対策の要素が相当入っているが、今は、ただの経済的な貧困ではなく、むしろ関係性の貧困や経験の貧困のほうが子どもの育ちの上で深刻な課題になっている。また、先ほど区立施設の統廃合を含めた説明があったように、少子化社会対策につながる要素もある。そういう多面的な要素を含んだ形の基本的な計画になるという視点からご議論いただければと思う。

・一方で、今は国を挙げてものすごい勢いでDX化が進められている。こども家庭庁の下でも、この二、三年のうちには相当デジタル化が進むと思う。そういう視点も含めて、子

ども・子育てに優しいまちづくりに貢献できるよう、次回以降、いろいろなお立場で積極的なご意見をいただけると大変ありがたい。

3. 閉会

■会長

・こども基本法ができた流れの中で、子どもの意見を聞くという立場で児童福祉法の改正がされてきた。大人の一方的な意思だけで子どもを引きずり回すような保育はやってはいけないし、障害者施設においても、いかに利用者と職員が対等の立場で、同意を得て動くかが基本だという考え方が鮮明になってきつつある。そういう点にもしっかり気を配って、これからの児童福祉行政をやっていかななくてはいけないと思う。

以上をもって本日の会議を終了する。

— 了 —